

土木・建築一式工事の地域限定一般競争入札における市外業者の参加基準

平成 21 年 3 月 31 日 市長決裁

この基準は、深川市が発注する工事の品質の確保と入札における公正かつ適切な競争の確保を図るため、地域限定一般競争入札に参加することができる市外業者（市内業者として認定したものを除く。）の客観的基準を定めることを目的とする。

1 この基準を適用する工事は、土木一式工事及び建築一式工事の地域限定一般競争入札とする。

2 本市の入札に参加することができる市外業者の客観的基準は、次のとおりとする。

(1) 土木一式工事

当該市外業者の経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）の点数が、入札を実施する当該年度の北海道建設工事等競争入札参加者名簿において、一般土木工事の格付等級の A、B 及び C に登録されている市内に本社を有する業者（以下「市内業者」という。）の直近 1 月 1 日現在における総合評定値の点数の平均点以上であること。

(2) 建築一式工事

当該市外業者の総合評定値の点数が、入札を実施する当該年度の北海道建設工事等競争入札参加者名簿において、建築工事の格付等級の A、B 及び C に登録されている市内業者の直近 1 月 1 日現在における総合評定値の点数の平均点以上であること。

3 適用の時期

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日以降に告示する入札から適用する。

土木・建築一式工事の地域限定一般競争入札における市外業者の参加基準

平成 21 年 3 月 31 日 市長決裁

この基準は、深川市が発注する工事の品質の確保と入札における公正かつ適切な競争の確保を図るため、地域限定一般競争入札に参加することができる市外業者（市内業者として認定したものを除く。）の客観的基準を定めることを目的とする。

1 この基準を適用する工事は、土木一式工事及び建築一式工事の地域限定一般競争入札とする。

2 本市の入札に参加することができる市外業者の客観的基準は、次のとおりとする。

(3) 土木一式工事

当該市外業者の経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）の点数が、入札を実施する当該年度の北海道建設工事等競争入札参加者名簿において、一般土木工事の格付等級 A、B 及び C に登録されている市内に本社を有する業者（以下「市内業者」という。）の直近 1 月 1 日現在における総合評定値の点数の平均点以上であること。

(4) 建築一式工事

当該市外業者の総合評定値の点数が、入札を実施する当該年度の北海道建設工事等競争入札参加者名簿において、建築工事の格付等級の A、B 及び C に登録されている市内業者の直近 1 月 1 日現在における総合評定値の点数の平均点以上であること。

3 適用の時期

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日以降に告示する入札から適用する。